

職場で使用する化学物質の発がん性評価基準骨子 (平成25年度第2回発がん性評価WG後修正版)

職場で使用する化学物質の発がん性のスクリーニングに当たって、関係機関等の発がん性評価区分、及び既存の発がん性試験の結果等から、下記の1に該当する物質は、スクリーニングの対象から除外し、労働安全衛生法の特別規則の対象とするか否かの判断材料として行うリスク評価の対象物質の候補とする。

また、これらのうち、下記の2に該当する物質については、長期発がん性試験の対象物質の候補とする。

1 リスク評価対象物質の候補とすべきもの

(1) 以下に該当する物質については、リスク評価の対象物質の候補とし、発がん性のスクリーニングの対象から除外する。

① 国際がん研究機関（IARC）の発がん性評価区分の1～2Bに分類されているもの

② IARCの発がん性評価区分で1～2Bに分類されていないが、

ア 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の一般化学物質等に関するスクリーニング評価において、発がん性クラスが1又は2と評価されたもの

イ 他の関係機関等の発がん性評価区分、又は既存の発がん性に関する試験の結果等から、専門家によりIARCの評価区分の1～2Bに相当すると判断されたもの

③ 既存の短期・中期発がん性試験又は他の発がん性に関する試験で陽性の結果が得られ、専門家によりヒトへの発がんの可能性があると判断されたもの

(2) 上記(1)②イの他の関係機関等の発がん性評価は、以下の①～⑤とする。（別紙1参照）

① 日本産業衛生学会の発がん物質の分類

② 米国産業衛生専門家会議（ACGIH）の発がん性分類

③ 米国環境保護庁（EPA）のがんリスク評価ガイドラインによる分類

④ 米国国家毒性プログラム（NTP）の発がん性因子の分類

⑤ EUのCLP規則の付属書VIの分類

- (3) 上記(1)②イの IARC の評価区分への相当性を判断するための基準は、IARC のモノグラフの preamble に示されている評価基準とする。(別紙2参照)

2 長期発がん性試験対象物質の候補とすべきもの

上記1(1)③に該当する物質については、長期発がん性試験対象物質の候補とすべきである。

3 その他

上記1及び2のほか、IARC の発がん性評価区分の4(おそらくヒト発がん性がない)に分類されている物質については、発がん性のスクリーニングから除外する。